第九条の九第一項中「前条第一号イ」を「前条第一項第一号イ」に、「同条」を「同項」に改める。

第十条第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（第三号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

二　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第十条第二項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同項第一号中「次号に掲げる年分以外の年分」を「令和九年以前の年分（第三号に掲げる年分を除く。）」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「（ハに」を「（ニに」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二」に、「（ハに」を「（ニに」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　増減試験研究費割合が零に満たない場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第十条第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「八まで」を「ニまで」に改め、「割合」の下に「（当該年分が令和九年以前の年分である場合には、第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める割合）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十年以後の年分（次号に掲げる年分を除く。）　当該年分の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

ハ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（ニに掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

ニ　その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

第十条第三項中「令和八年」を「令和十一年」に、「第一号及び」を「第一号に掲げる年分が同号イ及び」に、「年分にあつては、第一号に」を「場合には第一号イに」に、「割合」を「割合とし、第二号に掲げる年分が同号イ及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する場合には第二号イに定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　令和九年以前の年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　増減試験研究費割合が百分の四を超える年分　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分（第三号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

二　令和十年以後の年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　増減試験研究費割合が百分の七を超える年分　当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える年分（次号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第十条第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年」を「令和十一年」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）において当該個人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年分における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額（その年において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の同項に規定する中小事業者控除上限額から、同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第八項中「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。第九号において同じ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　控除対象試験研究費の額　試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十（令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

ロ　国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第十条第八項第二号中「及び第十一項」を削り、同項第三号中「適用年前三年以内の各年分」を「対象年（第一項、第四項又は前項の規定の適用を受けようとする年をいう。以下この号及び第十二項において同じ。）前三年以内の各年分」に、「当該適用年」を「当該対象年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　繰越税額控除限度超過額　個人のその年の前年以前三年内の各年（その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における第四項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。